

## 研究評価委員会関係の公開について

### 1. 研究評価委員会の公開について

研究評価委員会（以下「委員会」という）の公開については

- 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 17 年 10 月 21 日法律第 102 号）
- 「審議会等の透明化、見直し等について」（平成 7 年 9 月 29 日閣議決定）
- 「産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会の公開について」（平成 13 年 4 月 20 日）

に準じて行うこととする。

- (1) 議事録（記名）については原則として会議終了後 1 ヶ月以内に作成し公開する。また、議事要旨については、原則として 1 週間以内に作成し、公開する。
- (2) 配付資料は、原則として公開する。
- (3) 傍聴については、委員会の運営に支障をきたさない範囲において、原則として認める。
- (4) 委員会開催日程については、事前に周知を図るものとする。
- (5) 知的財産権の保護の上で支障が生じると認められる場合、又は自主的企業活動に影響を及ぼすおそれのある場合等については、委員長の判断により、委員会を非公開とすることができる。

この場合、公開される議事録、議事要旨には研究評価委員会が非公開となった事由に相当する部分は含まないものとする。

### 2. 評価分科会の公開について

原則、委員会での公開の取扱いに準ずる。成果発表、評価委員による評価コメントを議論する際等には、上記 1.(5)に準じて、知的財産権の保護等の観点から分科会長の判断によって本分科会を非公開とすることができる。

(参考)

## 研究評価委員会の公開に関する法律等（抜粋）

### 1. 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（概要）

（平成 17 年 10 月 21 日法律第 102 号）

（行政文書の開示義務）

第五条（中略）次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、（中略）当該行政文書を開示しなければならない。

- 一 個人に関する情報であつて、（中略）特定の個人を識別することができるもの（後略）
- 二 法人その他の団体に関する（中略）情報であつて、次に掲げるもの。（後略）
  - イ 当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等における通例として公にしないこととされているもの

（中略）

- 五 国の機関、独立行政法人等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（中略）又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

（公益上の理由による裁量的開示）

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

### 2. 審議会等の透明化、見直し等について

（平成 7 年 9 月閣議決定）

#### 4. 審議会等の公開

- (1)（前略）原則として、会議の公開、議事録の公開などを行うことにより、運営の透明性の確保に努める。
- (2)（前略）特段の事情により会議又は議事録を非公開とする場合は、その理由を必ず明示することとし、議事要旨を原則公開する。

### 3. 国の研究開発評価に関する大綱的指針

(平成17年3月内閣総理大臣決定)

#### 第2章6.(3) 研究開発評価等の公表等

(前略) 評価実施主体は、個人情報や企業秘密の保護、国家安全保障、知的財産権の取得状況等に配慮しつつ、研究開発の成果、評価結果をインターネットを利用する等して、分かりやすい形で国民に積極的に公表するとともに、必要に応じて国民の意見を評価に反映させる。(後略)

### 4. 経済産業省技術評価指針

(平成17年4月経済産業省告示)

#### I. 6. (3) 評価結果等の取り扱い及び公開の在り方

(前略) パネルレビューを行う場合における議事録の公開、委員会の公開等については、「審議会等の透明化、見直し等について」(平成7年9月閣議決定) に準じて行うものとする。

### 5. 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構中期目標

(平成15年10月経済産業大臣指示)

#### 3. ix) 国民に対する積極的な情報発信

プロジェクト・採択案件の研究開発成果及び外部の専門家・有識者による評価の結果について、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報発信を行う。

### 6. 技術評価実施規程

(平成15年10月NEDO 制定)

第6条 技術評価の実施に当たっての共通原則は次のとおりとする。

一 評価の透明性を確保するため、評価結果のみならず評価方法及び評価結果の反映状況を可能な限り被評価者及び社会に公表する。なお、評価結果については可能な限り計量的な指標で示すものとする。

二 評価の明示性を確保するため、可能な限り被評価者と評価者の討議を奨励する。